

無償化にかかる支給方法【対象の可否、保育の必要性の認定の有無については別表をご覧ください】

	認定こども園（教育部分） 新制度移行幼稚園			新制度未移行幼稚園 （私立幼稚園・国立大学附属幼稚園等）		認可外保育施設等 （一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業等含む）
	保育所・認定子ども園（保育部分）・小規模保育施設	教育部分	預かり保育	教育部分	預かり保育	
保護者	保育料0円	保育料0円	①利用料を施設に支払い ③領収書を添付し請求 ④施設等利用費を受け取る	利用料から上限25,700円を引いた分を施設に支払い	①利用料を施設に支払い ③領収書を添付し請求 ④施設等利用費を受け取る	①利用料を施設に支払い ③領収書を添付し請求 ④施設等利用費を受け取る
			① ↓ ↑ ②	↓	① ↓ ↑ ②	① ↓ ↑ ②
事業者	請求	請求	利用料徴収 ②保護者に領収書・提供証明書発行	請求	利用料徴収 ②保護者に領収書・提供証明書発行	利用料徴収 ②保護者に領収書・提供証明書発行
	↓ ↑	↓ ↑	③ ↓ ④ ↑	↓ ↑	③ ↓ ④ ↑	③ ↓ ④ ↑
市	施設に支給	施設に支給	領収書等確認し ④保護者に直接支給	施設に支給	領収書等確認し ④保護者に直接支給	領収書等確認し ④保護者に直接支給